

関西労災職業病

6・7月合併号
(通巻第156号)

関西労働者安全センター 1987.8.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

200円



●敦賀原発労働被曝裁判岩佐訴訟控訴審

9月30日大阪高裁判決に注目を..... 1

●VDT作業の労働相談デー8月29日..... 4

●石綿(アスベスト)の健康問題①..... 5

●紀和だより——田辺市に常駐員を派遣..... 7

●前線から(ニュース)..... 9

●保育労働者の職業病⑦..... 14

●野放し トラック労働者の作業条件..... 16

●胸部レントゲン撮影を考える⑨..... 18

●地域のページ..... 24

●ゆき道かえり路⑫..... 25

敦賀原発労働被曝裁判 岩佐訴訟 控訴審

九月三十日 大阪高裁判決に注目を

——原発での仕事による放射線皮膚炎 初の認定なるか

原子力発電所に作業のために入り、放射線に被曝した岩佐さんの裁判がこの九月三〇日に控訴審の判決言い渡しを迎えます。

合は悪くなる一方で、一九七三年の

八月になって大阪大学付属病院の皮膚科に診てもらいに行きました。そこでの半年にわたる慎重な診察、検

査で「放射線皮膚炎」との診断を受けたのです。そこで、放射線のせいならば原発しか覚えのない岩佐さんは、当然のこととして労働災害としての補償を日本原電に請求しました。

岩佐さんは、一九七一年五月二七日にパイプに穴を開ける仕事のため日本原電敦賀原子力発電所に入り、放射線を被曝し、その約一週間後に右足に赤いカブレができました。しかし、その原因がどこのお医者さんに行つてもはつきりせず、身体の具

政府・電力会社
——
一体の被曝隠し

ところで当時は、政府と電力資本が一体となって「夢の原発計画」を推進している真っ最中でした。マスコミは「原子力＝未来の火」との宣伝で一杯のときだから、この問題はたちまち「原電敦賀発電所放射線被曝事件」として国会でもとりあげられ、大きな政治問題にまで発展していました。政府は早速、原発推進側の学者を集め、「被曝事故調査委員会」を設置し、「被曝はない」

との結論を出すや否や解散してしまったのでした。

事実を見ない

大阪地裁判決

(控訴審の争点などについては前号をご参照下さい。)

内作業者の被曝記録はいくらでも書き変えられていた」という事実が毎日のように新聞紙上を賑わし、判決が全く事実を見ていないものであることを証明したのでした。結局、岩

佐さんの主張の正しさが裏付けられることとなり、その後大阪高裁での争いに舞台は移ることになったのです。

原発労働者の「声なき声」を

背にうけた裁判

岩佐訴訟に支援の声と力を！

岩佐さんは、労災の事実を認めようとしてない日本原電に対し、一九七四年四月に、損害賠償請求訴訟を大阪地裁に提訴し、法廷では原子力発電所の放射線管理のズさんさを徹底的に暴露し、「放射線皮膚炎」の診断の正しさを証明しました。しかし、

大阪地裁は一九八一年三月三〇日、「放射線皮膚炎」を強く疑わせるが、原発では放射線管理をしつかりやっており、被曝することはありえない

と、全面敗訴の判决を下したのです。

ところが、その判决の二日後の一九八一年四月一日、敦賀発電所の

放射能垂れ流しの事故が発覚したのでした。「流れ出た汚染水は雑巾とポリバケツですくいとった」「原発

—— 9月15日には支援大阪集会が岩佐訴訟はその闘いの過程で、多くの原発被曝労働者の「声なき声」を聞きとめきました。

「原発で作業をずっとしていたが、最近になってやたらと歯茎から血ができるようになってきた」

「原発の中でパイプの拭き取り作業をしていたが、出てくると怒られ、直ちに病院で検査を受け異常なしと

言われた。しばらくして、何か妙に

だるくなるので、放射線のせいではないかというと、お金をくれ、決して他人に言うなと言われた」

こういう労働者が数知れず存在していることが判明しました。しかし、放射線の人体に及ぼす影響は「その因果関係がつかみにくい」という難しい問題があります。岩佐さんによ

うに「皮膚炎」という形で障害が出るの原発では決して多いとは言えず、むしろ、放射線下作業にかなり従事し、仕事を辞めてから癌や白血病に被災する例が多く、現行の労災補償制度による補償をうけようにもそのデータそのものが当人の手の届かないところにあるということが多いです。

そして、たまたま因果関係がはっきりしていても、「原発の放射線管理は万全」とのタテマエのために、電力会社はどんなことをしても労働者の口封じをしようとしています。原発の中の仕事は、決してきれいなものではなく、放射能の除染作業など危険な作業を行う労働者は、建設労働などと同様に下請構造を利用して集

められ被曝させられるのです。そして、問題を構造的にうやむやにしてしまった構図を作り上げます。こうした現状を知り、岩佐さんはこの裁判は「自分だけの問題ではない」と強く考えるに至り、もう原発内作業から十六年を数える今日でも、屈することなく裁判を闘っているのです。

判決前！原発労働被曝裁判岩佐訴訟支援大阪集会

9月15日

時間	午後一時～五時
場所	大阪国労会会館（大阪環状線「天満」駅下車すぐ）
内容	講演 岩佐訴訟弁護団 挨拶 岩佐嘉寿幸 パネル展示、他
主催	岩佐訴訟を支援する会事務局

大阪市西区新町二丁目十九番二〇号西長堀ビル四〇一号 (06)五四一-二七一二

VDT作業の労働相談デー

八月二九日(土) 午後3時～8時

☎ (06) 541 2712

VDT労働対策連絡会では、初めての試みとして、VDT作業に関わる労働者のみを対象にした「労働相談」活動を計画している。

マスコミなどでも、もうVDTというような言葉は一般的になっており、また健康への影響についても各新聞などでかなり報じられるようになっている。

しかし、VDT機器の普及の度合いに較べて、実際に作業にたずさわる労働者自身がそのことを十分認識し、対策を行っているのかと言えば、決してそうとは言えないのが現状である。

例えば、大阪のど真ん中のビジネス街の鍼灸治療院では、VDT作業で肩や腕の症状を訴えてくるO-Sの

姿が、待合室にあふれているとか、目の症状を訴えてくる患者に「うちより、鍼灸のほうにいったほうがよい」とアドバイスする眼科医の話などをして耳にすることが大変多くなっている。また、VDT作業の四時間規制の法制化を求める署名運動を展開している大阪電通合同労組が、大阪

北区の淀屋橋駅前で夕方に宣伝活動を行うと、署名用紙にはたちまち〇しが足を止めて名前を書いてくれるという。

また、安全センターでもこれまでにVDT作業に関わる職業病の認定などの相談も増えつつある。実際、

労働者はかなりの数にのぼることがほとんどで、表に出ない職業病被災労働者はかなりの数にのぼることが想像される。

こうした状況の中で、一度VDT作業に的を絞って、大々的に相談活動を行ってみて、注意を喚起することは大いに意義があるということであり、体制を整える事になったのである。

相談日は八月二九日の土曜日午後二時から八時まで、(06) 五四一二七一二の電話で受け付けることになっている。また、この相談日に合わせて、総評東地域合同労組では八月二二日から二八日までの午後三時から八時で、東区を中心にVDT作業に関する労働相談を受け付けることにしている。

9/16 討論会『おおいに語ろう！VDT労働』

(詳細は次号)



(アスベスト) の 健 康 問 題

①

一、はじめに

では、労働安全衛生法による規制はありますか、使用禁止というような方向はまったくありません。したがって、自分たちの労働現場あるいは生活環境をあらためて見直し、さらにもっと広範に宣伝していく必要があります。

最近、石綿（アスベスト）の健康影響の問題がクローズアップされています。新聞でも、ベビーパウダーの中には不純物として石綿が含まれていることが報道されました。また、

京都の建設関連の労働組合が、石綿製品の取扱はしないという方針を打ち出しましたと、徐々に石綿の危険性に対する認識が広がっているようです。

アメリカでは、すでに使用禁止の方向に向かっているようであり、使用量も急激に減少しています。日本

二、石綿（アスベスト）とは何か

石綿とは、ひとつの中間物質をさしていきます。しかし、どの鉱物をまとめるかについても、各学会や政府機関によって意見が異なっています。ここでは、一応米国の労働安全衛生研究所（NIOSH）の定義を表1に紹介しておきます。

この中で、最も多く使用されているのは、クリソタールであり、全使用量の九五%を占めています。産地は、ソ連、カナダ、南アフリカ等です。

アモサイトやクロシドライトは南アフリカのケープ地方とトランスマサウル地方で産出されます。

天然に産出する纖維状の鉱物を総称している名前であり、したがって、鉱物学的にも、いくつかの鉱物を

三、使用状況

石綿の世界産出量は、一九七八年には、五五〇万トンでしたが、その後、健康影響の問題や代替材料の開発等で減少し、一九八三年には四〇〇万トン程度になっています。

日本では、北海道、長崎、熊本の鉱山から採掘していましたが、現在では、北海道の山地地方で以前に採掘した貯鉱原料と廃鉱石から、クリソタイルを年間二〇〇〇トン程度生産しているのみであり、消費量のほとんどを輸入に頼っています。

日本の石綿輸入量は、現在二五万吨前後であり、ほぼ横ばい状態のようです。

石綿がどのような形で利用されているかはあまり知られていません。

もっと多いのが建物材料であり、石綿スレート、石綿パイプ、高圧石綿管、パルプ、セメント板等です。

特に、石綿スレートは、工場や家屋において防火壁や内装・外装用として広く使用されており、米国では古くなった小学校の校舎の壁から石綿の飛散が問題になっています。日本でも大学の講義室の天井が破れ、そこから石綿が発散していることが指摘されました。

その他に、紡織品、石綿紙、自動車のブレーキ、ビニルタイル等に使用されています。自動車のブレーキについては、ブレーキをかけた時、摩擦熱で大部分は変質して石綿なくなると言われていますが、一部は石綿のまま飛散し、大気中の石綿濃度は、幹線道路添いに高くなっています。

もうひとつ問題は、タルクの中

に不純物として石綿がふくまれていることです。タルクは、紙の製造やゴムの充填剤、農薬の希釈剤に使用され、また家庭で使用するベビー・ウダーや化粧品（粉おしろい）の主要成分となっています。したがってこの中にも石綿が含まれているわけです。

（表1）石綿の種類

蛇紋石族	
クリソタイル	$Mg_6Si_4O_{10}(OH)_5$
角閃石族	
クロシドライト	$Na(Fe, Mg)_3Fe_2Si_8O_{22}(OH)_2$
アモサイト	$(Mg, Fe)_7Si_8O_{22}(OH)_2$
アンソフィライト	$(Fe, Mg)_7Si_8O_{22}(OH)_2$
トレモライト	$Ca_2Mg_5Si_8O_{22}(OH)_2$
アクチノライト	$Ca_2(Mg, Fe)_5Si_8O_{22}(OH)_2$

鉱物は、科学組成と結晶構造の二つで決定されるため、同じ化学組成であっても、違う鉱物もあり、当然、生体への影響も異なります。

四、利用状況

紀和だより

振動病対策強化をめざし

田辺市に常駐医を派遣

紀和病院を設立して既に二年半が

「紀南・紀中への 对策強化を——」

経過しましたが、設立の基本ともなった振動病対策については、古座川・奈良県（大塔・十津川）という

六月二三日から和歌山県の田辺市に来ました。和歌山県出身の人であればすぐにわかると思いますが、田辺は和歌山県第二の町で人口約七万、すぐ近くに白浜温泉がある風光明媚な町です。ナショナルトラスト運動で有名な天神崎も市の一角にあり、一度足を伸ばしてみましたが、素敵などころです。といつても決して観光に来たのではなく、「和歌山県林政共闘会議・職業病調査委員会事務局長」というのがここ一、二年この地での私の名刺の肩書きです。

決定、中心地でもある田辺市への常駐員の派遣を決め、私がその役員をすることになったわけです。

余談ですが、田辺市にはエノモトさんというのがやたら多く、私が住んでいるアパートの一階も榎本歯科ですし、家の向こうの電器屋も榎本さんです。私の祖先もこのあたりから来たのではないかと思うくらいで、少し親しみを感じます。

今後の 方向について

いる患者数はまだ四〇～五〇人程度にすぎず、補償打ち切りを阻止する闘いを進めるには甚だ心もとない情況といわざるを得ません。この事態を踏まえて、病院としても患者の集中する紀南・紀中への対策強化を

文祥本複



ありません。まだ人を介して、できるだけ多くの患者さんや関係者に会うことを心掛けています。今のところ古座川町と本宮町に一番精力を傾けていますが、那智勝浦町、大地町、中辺路町に手掛かりが出ており、日置川町、北山村を次の目標にしています。九月末までには全部一回りができるよう計画をたてるつもりです。

次回の報告より具体的な問題をとりあげるつもりですが、この一ヶ月で感じたり、方針化できそうと思つた点を二、三挙げておきます。

(1) 現在の認定患者は昭和五二年、

五五年の間に大半が認定されており、

その後は極端に減っているので、現役労働者と認定患者のスキ間が大きすぎると思われる。新規の認定を妨げている要因はいくつもあるが、現在的に大きいのは、認定されても林業不況で平均的賃金が安くて、労災補償で生活できないという問題、

また、認定されることによって事実上林業労働者であることをやめなければならぬという失業危機だらうと思う。打ち切りを阻止していくのりあげるつもりですが、この一ヶ月で感じたり、方針化できそうと思つた点を二、三挙げておきます。

(2) 振動病は概ね山間部に多く、医療体制が不十分である。逆に言うと地元の医者の権力が大きすぎるということになり、医師会が労働省の方針を先取りするといったことに歯止めをかけるのが非常に難しいという事になる。従つて、ここへのテコ入れは不可欠である。

(3) 和歌山県は、「振動病をなくす会」というのが、この運動の中心であつたという歴史がある。そしてこれが大衆的にかなりの支持を得ていることを直視し、打ち切りに反対する何らかの我方の共闘組織を作り上げることと併せて、「なくす会」との協力関係を考えていかなければならぬ。

関西労働者安全センター 安全衛生学習シリーズ

胸部集検について

放射線被曝の『損』と『得』――検診の放射線被曝を考えよう

B5版 14ページ 百円（送料込み）一冊ふえる」と記載

50円増

前編から

玉川診療所が
5周年

高石市にあ
る玉川診療所
が、「泉州に
労働者の立場
に立った診療
所を！」との願いをこめて
設立されてから、五周年を
迎えている。同診療所は泉州
地域で働く労働者の健康
問題、労災問題に取り組む
なかで着実に地域に根をは
り、操体、食養生相談、鍼
灸、労災相談など様々な成
果を上げてきた。

泉州

泉州の衝くもの

卷之三

高石市にあ
る玉川診療所

そこで同診療所では五周

て松浦良和医師とセンターから西野が講師として参加

の医療拠点としての更なる
発展が期待される。

箕面市聴診・聴業病健診

所を！」との願いをこめて
設立されてから、五周年を

州地域で働く労働者の健康
迎えている。同診療所は泉

問題、労災問題に取り組む

たがて着実に地域に根をはり、操体、食養生相談、鍼

炎、労災相談など様々な成
果を上げてきた。

箕面市ではこの六月に、
頸肩腕障害・腰痛症の特殊
健診を、保母、給食調理員
清掃作業員、タイピスト、

介助員、幼稚園教諭などの対象職種全員について実施した。

は予防、治療の面で問題が発生していることから、職業病追放をなし遂げるため

箕
箒

卷八

終
三

月から見直しを行つていな
その結果、体力づくり重視
であつたこれまでの健診で

は予防、治療の面で問題が発生していることから、職業病追放をなし遂げるため問診チェックで受診者を最

進めてきた泉州労連、津市労連とともに「体との手入れ講座」を企画し、六月から七月末にかけて、毎回の連続講座を開催している。七月二八日には、津市民会館で第六回として、「先端技術と健康」と題した講座が開かれ、講師として松浦良和医師とセンタから西野が講師として参った。

した。講座には約五〇人の参加があり、現在のVDT機器の普及とそれに伴う健康問題についての話に熱心に耳を傾けた。

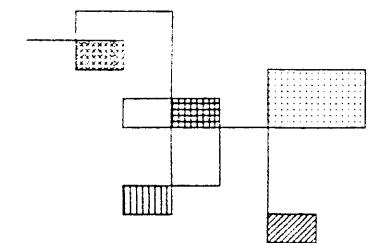
小限に止める方式をやめ、全員健診、要治療者時間内通院の徹底を図ることを決

め、松浦診療所で健診を行うことになったものである。

また、同職員組合では、

成人病健診、人間ドックな

ど健康管理対策についての改善も今後の検討課題として取り組みを進めており、総合的な健康管理対策の推進が期待される。



松本製作難聴裁判

8/18

会社側証人の

証言に失笑

東 南

次回

全金松本製作所支部梅本難聴裁判において、五月二一日、会社側申請証人三浦製造部長に対する、会社代理人による主尋問が行われた。

裁判では、原告梅本氏の難聴の原因と、会社の安全衛生責任が問われている。それらについて、昨年、原告、被告双方から鑑定人を立てて、医学鑑定が行われたのち、その一人車谷鑑定人（奈良医大）の証人尋問が行われた。そうした中で、

一方の、鳥山鑑定書の杜撰

十五分で十五回しか叩かないなどと、桁違いに少ない回数を証言するなど、ハッキリうそとわかることを出してきて、傍聴者からは一部失笑が漏れるというものでしかなかった。

次回は、主尋問の続きが行われる予定で、どこまでデータメ言うのかが注目されている。支部では、地域の支援のもと闘われている地労委闘争とともに、裁判においても三浦のウソを明らかにすべく決意を新たにしている。

この日の尋問では、主とて、実験条件の不備を突こうと、三浦証人を申請したものである。

次回法廷は、八月十八日午後一時大阪地裁六一一号法廷。

この日の尋問では、主として、問題の、ハンマー作業の内容たとえばハンマー

学校仁志 VDT !!

だから導入する」の姿勢で、対する疑問も出ており、この日の学習会となつた。

教組事務監視部会が
七月三日、大阪市教組東
南支部事務職員部がVDT
る基本的な問題点も整理さ
れていない段階での「便利
校では教師の個人的持物と
してワープロが職員室に数
台置かれているのが現状で
あり、なかなか導入反対と
いう声にまとまらないとい

う現状、職員室の作業環境は事務職場としては劣悪で安全衛生上の対策を取りにくいことなどが話題になつた。教育内容も含めた教育の場へのVDT機器の普及は、これから問題として充分注意していく必要があるだろう。

し、講師として安全セン
ターから西野が参加した。
大阪市はこの十一月に市
内各小中学校にワードプロ
セッサーの導入を予定し
ており、現在、市教委と

中央
「事業主に補償請求」
零細工場の労災事故

なっている。しかし、学校にワープロが導入されると、その使用方法によっては事務職員に負担が集中することも予想され、また教育現場のVDT機器使用に関する問題も、このように事態が進展する。そこで、従業員六人の零細工場でパート労働者として働いていたNさんは、勤めて一ヶ月目の六月中頃、作業中に誤って機械に親指をはさまれ、切断した。しかし、事業主は事故について保険に入っていないからと労災扱いにせず、治療も本人の国民健康保険を利用する形を取りた。

治療中の休業について上積補償を行うこと、後遺障害に対し慰謝料を支払うことなどを要求したが、休業上積補償について一旦認めたものの後日になって否定し、団体交渉を拒否してい

る。同労組は、地方労働委員会にあつせん申請を行い、早期解決をはかっている。

零細事業主の労働者の安

払い箱」のケースは多く、

全に対する認識が低いことから、Nさんのように「もし黙っていればそのままお

こうした面で労働組合が活動な聞きを強めることは重要である。

大阪労災中止

大阪総評労恥対など

東 南

天王寺署交渉



前号で掲載した大阪芸能労組のトランペッタ奏者、木下氏の脳内出血の労災問題について、大阪総評労職対、東南地区評、全国一般

四月であるにも関わらず、充分な調査を行わないまま現在に至ったこと、特に昨年六月に提出された「業務上と考えるのが妥当」と大阪地本などが連名で早期認定を求める申し入れを天王寺労基署に行っていたが、七月二一日にこの件に関し交渉を行った。

交渉では、申請が昨年の

とか八月上旬には結論を出したいと答えた。

今後は調査の進行を監視し、このあまりにも業務起因性の明らかな災害について業務上の決定を求めていく必要がある。

VDT労働の為の

チェックポイント10

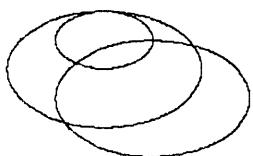
作業をするまえに分かり易い10項目のチェックを!

執筆—天明佳臣、酒井一博

発行—神奈川労災職業病センター

価格—300円(送料一冊40円、十冊以上無料)

関西労働者安全センターで取り扱います。



教職員の健康調査

10月には最終報告

吹田

吹田市教組

吹田市教職員組合が今年の二月に実施した、アンケートによる健康調査の分析が安全センターで現在進行しております、この六月末に一部が同教組に報告されて

いる。

このアンケート調査は、

吹田市の教職員約一八〇〇

人を対象にして行われ、一

六五〇人から回答が得られ

たもので、これまであまり

行われてこなかった職種の

調査として分析結果が注目

される。報告では、持ち帰

り仕事の多さや年休がとれ

ることが示唆されているが、更に評価を進、教育労働者の安全衛生問題について一石を投じるものになることが期待される。

この九月には中間報告が出され、同教組で評価検討がされたうえで十月には最終報告が出していく予定になつてている。

学校教諭の担当教科、小学校教諭の担任の有無などが健康状態のと関連している

I氏が、労災適用を考えたきっかけは、脳梗塞の治療の中、「水分をよくとるよう」にと指導されたこと。実際、脳梗塞は夏期に発症しやすいというのが常識となつていて。I氏の仕事の「深基礎」とは、建築物の基礎のそのまた基礎となる「穴」を掘削するというも

ので、発汗の激しい非常にハードな労働なのである。受診した各医師もその労働形態が、脳梗塞発症の誘因となつたことは考えられるとの意見で、労災適用は可能性があると考え、現在、申請に向けて準備中である。

西成

深基礎工の脳梗塞

労災申請へ向け

準備進む

深基礎工の一氏は、昨年四

月、マンション建設現場に

おいて脳梗塞の発作を起こ

を残している。

退院し、現在も療養中だが左上肢を中心強い後遺症

I氏は、発症から約一年

保育労働

職業病

の解説

（その一）

（その一）

（その一）

（その一）

（その一）

⑦

前回までは、保育労働現場における労働負担について述べてきました。

そして、そこから発生してくる職業病の代表的なものには、頸肩腕障害、腰痛症があります。また、よくある

例として、声帯ボリープがあります。
さらに、労働が影響していると考えられる健康障害も多々あると考えられます。

今回から、何回かに渡って、こうした病気の解説を行っていきたいと思します。

筋肉は収縮弛緩を絶えず繰り返しており、その際多量の酸素と栄養素を消費します。動脈から供給された酸素は炭酸ガスとなり、栄養素は乳酸などの老廃物となり、それらが静脈となって運びさかれていきます。

急にうさぎとびや激しいスポーツをやった翌日、俗に「身が入る」といわれている筋肉の強い痛みを経験したことがあるでしょう。これは急激な筋肉の使用により、大量の老廃物が形成されてしまった結果、うま

く静脈により運び去ることができず、老廃物が筋肉内に貯留してしまい、それが神経を刺激することにより痛みを感じるとされています。

《疲労から「こり」への進行》

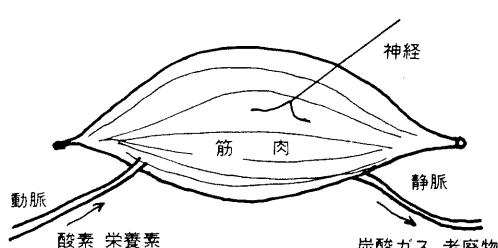


図1

このような急性の筋疲労は、二つ

三日ゆっくり休養をとればすっかり筋肉の老廃物は運び去られてしまい元通りの健康な筋肉に戻ります。しかし、もし慢性的な筋疲労が続いた場合には、この疲労回復過程がうまくゆかず、どんどん筋疲労が蓄積していきます。そうなると、筋肉は弾力性を失い硬くなってしまいます。これがいわゆる「こり」の状態です。そして「こり」が強くなると、筋肉の中の血流は阻害され、老廃物の除去がうまくいかなくなり、より一層こりがひどくなるといった悪循環を形成します。

《筋肉でつりさげられた腕》

中での血流は阻害され、老廃物の除去がうまくいかなくなり、より一層こりがひどくなるといった悪循環を形成します。

ところで、腕（上肢帯）は、脊椎とは筋肉やじん帯だけでつながっています。

その点で、関節を介して脊椎と強く固に結合している下肢とは異なります。従って、腕の動作を支えるため

には、頸・肩背部の筋肉が大きな役割を果たすことになります。

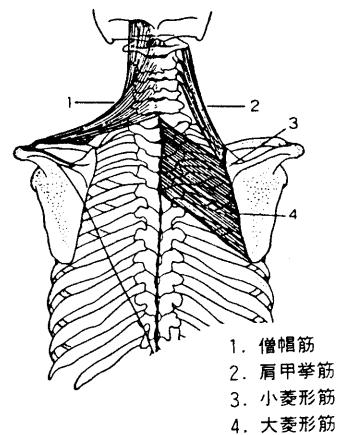
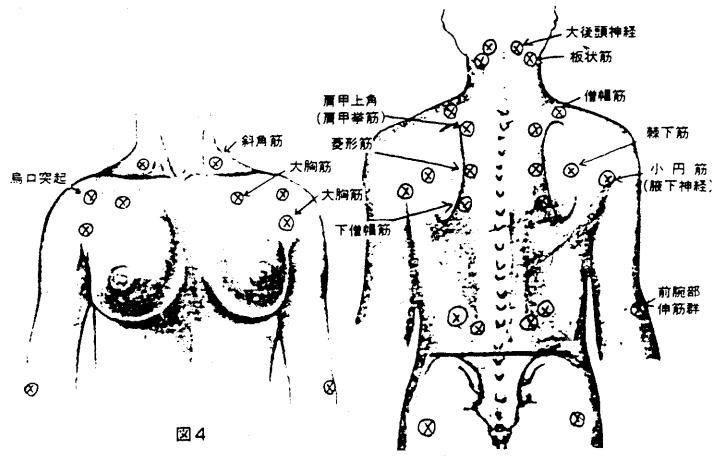


図2 脊椎と肩甲骨を結んでいる筋肉



『こりから、痛みへ』

最初は両肩から、次第に肩甲骨周辺へ背部に拡大し、更に後頸部にまでこりが出てくると、後頭神経がこの後頸部の筋肉の間をわけ出るようにして走っているため後頭神経痛が

起こり、これが頭痛として感じられるようになります。又、肩甲上角部（肩甲骨の内上角）のこりは、後頸部痛や第四～五肋骨神経痛、更には上肢の尺側（小指側）のいたみうひでこきおこしてきます。これはこの部位には血管や神経が集中しているためといわれています。

この様に痛みが出現し始めてくるとこれは単なる「肩こり」としてすませておけなくなってしまいます。（続）

次回は、

『「こり」から頸肩腕障害への進行』

野放し トラック運送労働者の作業条件 急がれる労働時間規制の法制化

今日持つていった荷物は、必ず翌日には着く。どんな荷物でもたいていのものは大丈夫、と言うのが最近の「宅配便」の常識。最近ではゴルフバックやスキー板を前日に現地まで運んでおくというのが流行っている。こうした便利な「宅配便」は全部トラック運送という業種の仕業である。しかし、トラック運送を支え

ているのは、運送労働者の極めて厳しい労働条件なのである。例えば、翌日配達の体制を取るには深夜に高速道路をぶつとばす運転労働者が必要なわけで、当然のように一単位の

過労運転強要の
長時間労働

別平均総労働時間は、全産業中で最も長い二二四・九時間で、全産業平均より三九・七時間も長い。

こうした悪労働条件の対策としての「毎月勤労統計調査」（昭和六一年平均）では、トラック運送業の月

等の改善基準」を昭和五四年十二月

二七日に出している。二七日に出された通達であることから、『27通達』として有名になっている。具体的な内容としては、一日の拘束時間は最長十六時間、勤務と次の勤務との間には八時間以上の休憩を与えること、連続運転時間は四時間以内などと定めている。ただ、この基準はあくまでも基準で、法的な強制力を持つものではなく、守られていなければ現状である。労働省がいくら指導しようとも、三万六千社がしのぎを削る業界、運賃のダンピングと、そこからくる低賃金の中で、「守っていては話にならない」と言い切る業者もいる。毎年の労働省の監督指導によつても、何らかの違背事実が認められた事業場の率はここ五年間でも、五七年五五・四%、五八年五二・〇%、五九年五一・四%、六〇年五三・一%、六一年四七・七%と、約半数が守っていないという

現状が明らかになっている。

発足させている。同委員会ではこれまでの改善基準の法制化も含めた検討を行うことにしている。しかし、

こうした条件の中で、過労が明らかな原因であると思われる交通事故は後を絶たない。新聞等で、事故の原因是「いねむり」であつたり「前方不注意」であつたりするが、もとをたどれば、長時間労働による過労に行き着くのが一般的である。事実、「過労運転さえなかつたら」防ぐことができた死亡事故はマスコミでも問題になる例が出てきている。「赤字の国鉄」に対する攻撃材料となり、郵政事業の合理化の推進材料になる「優秀な」民間の陸運業はこうした犠牲の上に成り立っているといつてよいのである。

中基審の検討に注目

このような現状に対して、中央労働基準審議会は、「自動車運転者労働時間問題小委員会」をこの六月に

発足のインパクトとなつてゐるのは、社会問題化した大きな事故であり、労働者の「長時間労働をしなければ食えない」賃金という根本的な問題を発端としたものではない。運送労働者の声がどのようにその検討のなかに反映されるのか、「労働時間規制の彈力化」を決め、行革、合理化、効率化がその基底にある中央労働基準審議会が、そうした問題にメスを入れられると考えるのはあまいと思うのが正直なところだろう。陸運業の労働災害のうち、七〇%近くが交通事故である現実の前に、労働者の健康を守る闘いを推進する立場から、こうした動きに十分な注意を払う必要がある。



胸部レントゲン撮影を考える

⑨ 放射線被曝と労働研究グループ

III 集検のリスク

集検を行う

リスク

リスクとは、英語で危険あるいは危険率を意味する。放射線による障害で人が死ぬ危険やその確率を議論する時、危険と危険率を同時に表現する言葉として、「リスク」を用いることが多い。ここでも、「放射線障害で人が死ぬ確率又はその危険」の意味で、「リスク」という言葉を用いる。

一方、日本において集検は少なくとも歴史的には、結核を発見し、ま

たその結果結核の流行を予防する上で大きな役割を果たしてきた。その為に救った人命は数知れない。現在でも集検を続けることによって、死をまぬがれる人々が一定の人数存在するだろう。しかし仮に集検の為に死をまぬがれる人と、集検による放射線障害で死をまねく人の数が逆転するようなことがあれば、集検をするという特徴を持つ。集検を停止することで、明らかにこの放射線障害のリスクはなくなる。つまりゼロになる。

このことを注意深く考える必要がある。

リスクの見積もり方

放射線障害によって、どれだけの人数が死を招くかの見積もりは、以下に述べるような計算で行う。

まず、集団検診のX線胸部間接撮影で、一人の人間がどのくらいの被曝線量を受けるかを見積もる。正しく見積もるには、身体の発癌に関係する各臓器がどれだけ被曝したかを知らなければならない。しかし、これは実際の人間で測定することはできないから、標準的な撮影条件をまず調べ、この撮影条件で各臓器線量がどれくらいになるかを、計算か実験（人形に測定器を埋めこんで計測する）で求める。実際には、X線撮影の線量は、X線管に加える電圧・電流や、低エネルギーX線を除去する為のフィルターをどれくらいにしたか、撮影距離をどうしたか、によって相当異なり、バラつくものである。

このようにして、ある臓器の標準的な胸部間接撮影による被曝線量が求められた時、その線量に、集検を受けた人の人数をかけると、集検の為にその臓器が受けた線量の総合計ともいうべき数字が出てくる。この値は線量の単位レムに人数をかけるから、人・レム（にんレム）という単位で呼ばれる。人・レムは集団に関する放射線の影響を考える時に用いられる単位である。例えば一〇人が平均一レムずつ被曝したとすると、この一〇人のグループの被曝線量は一〇人・レムだ、と言う。同様に、一〇〇人のグループが全員平均〇・一レムずつ被曝したとすると、やはりこのグループの被曝線量は〇・一×一〇〇=一〇で一〇人・レムだと言う。今、標準的な撮影条件で骨髄の被曝線量が三三ミリレム（=千分の三三レム）であったとする。これに一九七一年に行われた集検を受けた人数三千七百万人をかけ

ると、骨髄の被曝線量はこの年約百二十万人・レムとなる。

骨髄の放射線被曝から発生する障害の代表的なものは白血病である。

前に白血病や癌は確率的障害と呼ばれることを述べたが、この確率（癌・白血病になる確率）は被曝線量に比例する。集団の場合は人・レム線量に比例するのである。その係数はICRPが定めたところによれば、百万レムあたり二〇である。いいかえると、個人が骨髄に一レム被曝すれば、その被曝の為に白血病になる確率は百万分の二〇であるとされる。一〇レムなら一〇万分の二〇（上で仮定した三三ミリレムなら、百万分の〇・六六）ということになる。つまり被曝線量に白血病になる確率の係数（白血病のリスク係数と）を掛けば、白血病のリスクが求められる。集団の場合には、被曝線量に人・レムをあてはめる。先に求めた一九七一年の集検による骨髄

線量の統計一二〇万人・レムに百万レムあたり二〇を掛けると、二四となる。一九七一年の集団検診の為に、二四人の白血病患者が発生する、という見積もりである。一人あたりにすれば百万分の一にも達しない白血病の確率も、全国の患者発生すべてを考えれば、二四人の患者発生という結果を生むのである。（この個人のリスクの総和が集団のリスクとなる点が、放射線障害と一般の毒物との大きな違いである。例えば人一人が死ぬ量の毒物一ccがあって、それを百万倍にうすめたもの一ccずつを百万人の人々が飲んだとする。結局致死量の毒を百万人がわけあって飲んだことになるが、この百万人の中から誰か一人がその毒にあたって死ぬだらうか。一般的の毒物ではこのようにリスクを考えることはできない。うすめた毒は人体が解毒できる範囲なら無毒と考えられるのである。しかし放射線はそうはいかない。）

胸部集検のリスク

白血病のリスクと同じようにして、集団検診で被曝を受ける各臓器について、発癌のリスクを求めることができる。生殖腺の被曝からは、遺伝病のリスクを求めることができる。

先に述べた I C R P の実効線量当量の考え方を適用すれば、各臓器の受けた被曝線量を全身被曝に換算した線量（つまり実効線量当量）が求められる。この線量に全ての癌・遺伝病にかかるて死ぬ係数を乗じれば、被曝による総合的な個人のリスクが求められる。このリスクに集検を受診した人数を掛けば、集検の放射線被曝によって失われる人命数が求められることになる。（上である年の集検による白血病患者の発生数を求めたが、同様に集検によるその他癌・遺伝病の発生数を求め、これをすべて足し合わせれば、集検の放射線被曝によって失われる人命数が、同じ数字として得られる。）

以上述べた方法で、実際に集団検診によって失われた人命を算出してみよう。

I C R P (国際放射線防護委員会) の定めた方法に従って計算する。

表2に示してあるのは集検の胸部間接撮影によって受ける各臓器の被曝線量である。（求め方は前に述べたとおりで、身体の中で直接測ったわけではない。）表3はその各臓器のリスク係数（癌・白血病・遺伝病の発生確率）である。生殖腺の被曝線量に生殖腺のリスク係数を掛けばその被曝で遺伝病になるリスクが求められる。胃の被曝線量に胃のリスク係数を掛ければ、その被曝で胃癌になるリスクが求められる。そのようにしてすべてのリスクを算出し、それを合計すれば、この被曝によって白血病・癌・遺伝病によつて人命が失われる総合リスクが求め

られる。(男女に差があるのは乳癌の発生率の差が主なものである。)

表2、3から求めると、男性は百万分の四・一、女性は百万分の四・四となつた。

これが一回の集検を受けて発生するリスクの個人にとっての大きさである。これに最近の集検の実施件数約二四〇〇万件を掛けると、一〇二名となる。つまり集団検診による胸部間接撮影によって毎年一〇二名の癌・白血病・遺伝病患者が発生していることになる。(この数字は大変控え目に見積もつた数字と考えた方がよい。同様の資料から I C R P のではなく独自のリスク係数を用いて約一三〇名という数字を算出した例もある。またリスク係数は全体的に評価が甘く、放射線の危険性は大幅に引き上げて考えるべきだという議論も近年特に発展している。)

《表2》各部位撮影時の臓器線量(男) [ミリラド]

撮影部位	甲状腺	肺	胃	大腸	その他の器	消化器系	造血	皮膚
頭 (正)	4	2.8	0.02	0.02	15	0.03	12	400
胸 (正)	1.0	10.8	3.5	0.02	1.0	0.01	7	23
胃 (正)	0.3	17.0	50	3.0	51	5.0	23	295
直 腸	0.04	0.63	19	150	23	40	39	370
腰 椎	0.31	31	125	105	54	65	8	515
腎 臟	0.25	3.1	155	95	69	33	9	390
股 関 節	0.14	0.1	10	110	9.6	49	7	385
断 斜	0.21	240	177.6	0.71	51	0.3	40	520
胸 (間接)	5.3	94	15	6.8	10	1	33	200
胃 (間接)	2.0	40	280	100	120	20	40	950
歯 (下臼)	20.0	0.06	0.001	—	—	—	2	330
C T	114	22	4.3	0.63	5.0	0.6	160	1000

注・その他の消化器には、肝、胆、直腸、唾液腺等を、泌尿系には、腎臓、膀胱等を考えている。

《表3》各臓器の荷重係数

	I C R P	
	リスク係数 ($\times 10^{-6}$)	荷重係数 (WT)
甲 状 腺	5	0.03
乳 房	25	0.15
肺	20	0.12
胃		
大 腸		
その他の消化器	50	0.30
泌 尿 器		
悪 性 リンパ腫	5	0.03
骨 表 面		
合 計	105	
生 殖 腺	40	0.25
赤 色 骨 鮎	20	0.12
合 計	165	1.00

集検による

救命と損出

2

るから、残り約七万四千人の大部分は、自ら受診して結核と診断された人々である。

ところが一九八一年には、集検の件数は約二四〇〇万件となつたが、患者発見率は〇・〇一%になつた。

つまり一万件につき二名の患者発見であり、総数では約五千名の患者を伝病の発生が見積もられるのであるが、集検によって発見される結核患者数はどのくらいであろうか。

一九七九年に国際的に見て結核の低蔓延国の仲間入りをしたと言われる日本では、年々集検における患者発見率が低下している。定期集検における患者発見率は一九七七年に〇・〇四%であった。つまり一万件につき四人の患者発見である。この年約三一〇〇万件の集検が実施され、一万二千人の患者が集検で発見された。他に患者の家族の検診等で三五〇〇人が発見された。この年の結核新規登録患者数は約九万人であ

るから、均余命と、その年令の人が白血病や癌になった時の平均余命の差を求め、これに胸部集検で白血病や癌になる人數を掛ける。これを、その年令の

人の胸部集検による“余命の損失”と考える。（胸部集検のリスクを、死者の人数で考えている時は、集検を受けた人すべてを平均的な年令で発見したことになる。この結果が何名の救命につながったか、ということは大変むずかしい問題である。集検が行われなくともこれらの人々はいずれ症状を自覚して受診し、同じように救命されるかもしれない。あるいは受診の遅れが何人かの者にとって死につながるかも知れない。

厚生省助成研究で橋詰雅氏らが行つた試算は、この問題に関する数少ない資料のうちの一つである。昭和五三年（一九七八年）の報告によると、次のようなことになる。

胸部集検の実施による損益のうち、損失については、ある年令の人の平

集検による延命”と考える。

ここで、"胸部集検による余命の損失"と"胸部集検による延命"とを比較すると、男性の場合三二才、女性で三九才で損益がつりあうということである。言いかえると、男三二才、女三九才以下では、毎年胸部集検を受けるのは損失の方が大きいということになる。これは一九七八年の報告であるが、その後胸部集検による患者発見率が更に低下していることがはつきりしているから、もし

胸部集検での被曝線量が改善されなければ、胸部集検による利益は更にわずかなものとなっているだらう。従って、胸部検診による損益がつりあう年令（その年令より下では損失の方が大きく、その年令より上では利益の方が大きくなる年令）も更に高齢となるだろう。

橋詰氏らは、医療経済面での比較も試みているが、それによると集検そのものにかかる費用は十万人あた

★五月号（一五四号）のこのシリーズ

ズの文中、16頁の中段13行目で、プルトニウムについて述べていますが、その注釈として以下の文章が抜けていました。お詫びして訂正します。

* * *

正確に言うと、プルトニウムをはじめ一般に放射性物質の減衰は次のようにすすむ。

放射性物質の放射能（キュリー数）

胸部集検での被曝線量が改善されれば、胸部集検による費用は十万人あたり一五〇万円～一五〇〇万円（年令・性別により異なる）の間だつてことである。結局（この医療費のかかり方が良いか悪いかは別にして）、集検は医療経済上はとうていひきあわないものであることも明白なようである。

射性化することはできない。

プルトニウム二三九の場合、この半減期は二四四〇〇年である。一九四〇年代以降、人類は原子炉の運転に伴ってこのプルトニウム二三九を大量に生産し続けている。今原子炉をすべて停止させても、現存のプルトニウム二三九が半分に減るのに二四四〇〇年かかるのである。

従って減衰し、人工的な手段で非放

り三千万円強、一方集検による患者の早期発見で節約できる費用は十万円あたり一五〇万円～一五〇〇万円（年令・性別により異なる）の間だつてことである。結局（この医療費のかかり方が良いか悪いかは別にして）、集検は医療経済上はとうていひきあわないものであることも明白なようである。

地域のペーリング

東大阪

担当者の怠慢でこれはまだできていない。)

第一「弹性心の健康

七月二十一日の例会では、「続・

学羽白△云に

高い関心

◆働くものに健康を! 東大阪連絡会
某大新聞の「うつ病」に関する医師インタビューの連載が、巷の話題になっている。

実際、職場の同僚や家族が、「うつ病」などの心の病を患うようになってはじめて、自分の無知と偏見に気づかされるのではないだろうか。連絡会でも、心の病気に関連する相談がいくつかよせられている。実際に、事務局が、ご家族と相談しながら取り組んでいる例もある。昨年は、この問題で、シンポジウムを開催したところ多くの参加を得て、関心の高さを実感した。(そのときの記録も出す予定で準備しているが、

労基法問題で

学羽白△云

東南

担当者の怠慢でこれはまだできていない。)

◆東南地域労災職業病問題交流会

変形労働時間制、みなし労働時間制を大幅に取り入れた労働基準法の改悪が進められようとしている。政府がそうした「改正」の口実に常に用いるのが、「現実に即して」とい

う文句。法改悪の前に「現実に即した」労働行政の「現実への屈伏」あたり。それが常套手段になっている。ついでなどの分かり易い話で大変よかった。参加者は普段とくらべやや均等法しかり。

そうした意味で、この間、問題になっている「基発一〇号問題」は重要だ。すなわち、不払賃金の遡及是正勧告を、割増賃金については三ヶ月しかしない、均等待遇・男女

同一賃金の違反については勧告 자체をしないでいい、労基法違反を見逃してもいいという通達をだし、法律の実質改悪をし、法違反の「現実」づくりに手をかしているというのである。

七月一六日の交流会では、労災職業病問題とも非常に関係の深い労基法改悪問題を取り上げ、この間

一一〇号問題に熱心に取り組んでおられる全金田中機械支部大和田委員長を講師として、地区評全体によびかけ「労働基本権確立地域集会」を開催した。前日に一一〇号問題の中央交渉に参加してきたばかりの大和

田氏は、労基法改悪の先鋒となつている関西経営者協会（関経協）の出

した「提言」が、この間の使用者側非常に現実味を帯びていることによる攻撃のエッセンスであると指摘。故に、関西の地の鬭いはそれだけ重要なと訴えた。なかでも、少数组合の権利を剥奪しようという攻撃は、非常に現実味を帯びていることにならる。

午前で一旦仕事が終了し、また午後の勤務のため出勤したということになるのである。したがって、吉田君の場合は通勤災害と認められることになる。しかし、例えば子供を病院へ連れていくため、一旦バイクで家へ帰って保育所まで迎えに行き、また用事が済んで自宅へ帰り、会社へ向かうというような場合は、私的な事情のための一時的な仕事の中止となるので通勤災害とはみ

通勤は一日一回だけじゃない

吉田君は会社と家が近いため、毎日昼休みには昼食をとるために家に返っていた。そして御飯を食べて、

会社前の道路でのことだった。この場合の災害は通勤災害として補償の対象となるのだろうか。

ちょっとと一服してから一時前には職場へ帰り、午後の勤務についていた。が認められないものではない。時間さて、吉田君が災害にあったのは、があるので食事のために帰り、また寄り道もせずにいつもどおり昼食を職場へもどるということは、十分仕終えて、職場へ帰ってくる途中の、事との関連性が認められる。つまり、とめられない。

六、七月の新聞記事から

- 六・二 印刷会社で機械を点検中の見習い社員がローラーに腕を巻き込まれ、骨折の重傷（大阪）
- 六・五 運輸省の港湾局技術専門家が「仕事に疲れた」との遺書を残し、自殺（横浜）
- 六・七 有機溶剤による中毒事故を調べていた毎日新聞社が、一九八五年までの五年間に一四四件二〇七人の事故（うち死亡二七人）を確認。
- 六・八 住友金属和歌山製鉄所で、従業員一人が高圧水溝に転落、死亡（和歌山）
- 六・一〇 ベンジンや石綿、ひ素などの取扱で「職業がん」と認定された労働者は、五年間に二九三人、内五割は認定時には死亡していたことなどが、労働省の調べで明らかに。
- 七・一七 富士山麓の湧池で、取材のため潜水したテレビプロダクションのカメラマンと助手が行方不明、後日水死体で発見（山梨）
- 七・二三 日立造船埠ドックで塗装していた作業員二人が、サビ止め塗料に含まれるトルエンガスで中毒になり、一人死亡
- 七・二五 下水道工事の現場監督として半年間、不眠不休の労働を強いられた過労が原因で右目を失明、左目も著しく視力低下、大阪労災保険審査官が業務上認定
- 七・二七 トンネル工事によるじん肺で損害賠償を求めていた「広野じん肺訴訟」で、一審判決前に、二千八百万円の支払いと和解（東京）
- 七・三〇 国立三重大学付属病院で、医師二人と看護婦一人がB型肝炎に感染、うち医師二人が死亡
- 六・一 消防設備の定期点検で、消火用ポンベから炭酸ガスが噴き出し、作業員二人とガードマンが倒れ、二人死亡、一人重体（東京）
- 六・二一 木津川の護岸砂防工事の作業員四人の乗ったボートが転覆、二人が死亡（京都）
- 六・二四 ゼネラル石油埠製油所で、ガソリンが流出、引火して作業員三人がやけど（埠）
- 七・二一 名鉄電車の踏切で満員の急行電車と大型トレーラーが衝突、二両が脱線して百七十六人が重軽傷（愛知）
- 七・二二 トネル工事によるじん肺訴訟で、鳥取地裁が、企業責任をほぼ全面的に認め、五千四百余の支払いを命じた

一九八七年夏期カンパへのご協力のお願い

常日頃、当関西労働者安全センターに対しまして、ご指導ご支援を頂き本当にありがとうございます。

さて、労働者のいのちと健康をめぐる情勢は、年ごとに厳しさを増してきております。今年四月からは、昨年事業主の意見申し出制度が取り入れられるなどの改悪が行われた、改正労災保険法が本格施行されましたし、労働側の大きな反対の声を押し切って強行された振動病打ち切り通達が、各地において実質化されています。このように、労働行政の反動化が労働衛生、労災職業病の面でも進む一方で、労働現場においても、従来からの問題に加えて、例えばOA・ME合理化の進行とともに新たな労働衛生、職業病の問題が発生していくといった中で当センターの活動にも新しい展開が要請されていくと考えております。

これまで進めてきた労災職業病への取り組み、相談活動、地域活動をさらに充実させることはもちろん、組織の拡大、全国的な運動交流の活発化など、当センターに課せられた課題は少なくありません。

情勢はきびしくとも、安全センターのすすめる「労働者のいのちと健康を守るを開い」の重要性は、一層大きくなってきており、今後さらに多くの仲間と手をつなぎ、様々な分野の人々との交流、協力をすすめていかなければならぬと考えております。

しかしながら、そうした運動の財政的基盤はといえばまだ不安定な状態を脱するに至っておらず、皆様の資金援助を仰がねばならないのが実情です。つきましては、誠に恐縮ではありますが、趣旨ご理解の上、なにとぞ夏期カンパへのご協力をお願い申し上げます。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28